注　無線局の監督に際して、遵守しなければならない法令に関する事項を含む。

附　則

この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、第六条及び第七条の改正規定は公布の日から、別表第二十四号の改正規定は平成二十四年四月一日から施行する。

告示

○総務省告示第二号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第十号の規定に基づき、平成九年郵政省告示第三百十九号（認定講習課程の修了試験の方法を定めた件）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十四年一月十一日　総務大臣　川端　達夫

第三項第一号中「平成九年郵政省告示第三百十八号（認定講習の実施要領を定める件）」を「平成二十四年総務省告示第三号（認定講習課程について別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を定める件）」に改める。

○総務省告示第三号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第三十四条第七号の規定に基づき、認定講習課程について総務大臣が別に告示する要件及び講習時間並びに実施要領を次のように定め、平成二十五年四月一日から施行する。

なお、平成九年郵政省告示第三百十八号（認定講習課程の実施要領を定める件）及び平成十五年総務省告示第二百三十七号（第三級海上無線通信士の認定講習課程について総務大臣が別に告示する要件、講習時間及び実施要領について定める件）は、平成二十五年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年一月十一日　総務大臣　川端　達夫

一　従事者規則第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する要件及び講習時間は、次のとおりとする。

第三級海上無線通信士の認定講習について、現に第一級海上特殊無線技士の資格を有し、かつ、当該資格により船舶局の無線設備の国際通信のための操作に三年以上従事した経歴を有する者であって、現に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第五条に定める一級、二級又は三級海技士（航海）の資格を有する者については、英語の講習科目の講習時間を二十三時間以上とする。

二　従事者規則第三十四条第七号に規定する総務大臣が別に告示する実施要領は、次のとおりとする。

1　講習課程（従事者規則第三十三条第一項に規定する認定講習課程をいう。以下同じ。）の実施要領は、講習を受けようとする者の有する無線従事者の資格及び業務経歴に照らし、従事者規則第五条に規定する試験科目の国家試験に合格するに十分な知識及び技能を修得することを目標として、別表第一号から別表第七号までに掲げるところによること。

2　講習課程の講習の内容については、電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第三条の規定により、取得しようとする無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができる無線設備の操作の範囲と現に有する無線従事者の資格を有する者の行い、又はその監督を行うことができるものとを比較し、その不足する部分について重点的に講習を行うものとする。

3　一日の講習時間は、二時間以上七時間以内とすること。ただし、総務大臣が他の講習時間によることが適当と認めた場合はこの限りでない。

4　講習課程は、標準として、講習時間の単位を六十分又は九十分とすること。

別表第一号　第一級総合無線通信士又は第二級陸上無線技術士の認定講習課程

講習科目	講習項目	最低講習時間数	履修方法
無線工学	一　電子技術 1　電子デバイス ア　半導体 イ　接合型トランジスタ ウ　電界効果トランジスタ エ　集積回路 オ　電子管 2　増幅、発振、変調及び復調回路 ア　増幅回路 イ　発振回路 ウ　変調及び復調 二　無線通信システム 1　無線通信方式（デジタル方式無線通信技術） ア　デジタル伝送 イ　デジタル変復調 ウ　パルス符号変復調 エ　デジタル無線通信及び誤り制御技術 オ　直交周波数分割多重方式 カ　スペクトル拡散方式 キ　多元接続方式 2　送受信装置 ア　CDMA方式無線電話装置 イ　TDMA方式無線電話装置 ウ　SSB送受信装置 エ　アナログFM方式無線電話 オ　衛星通信装置（インマルサットを含む。） カ　衛星非常用位置指示無線標識 キ　混信等 3　電源装置 ア　直流電源 イ　電池（バッテリ） ウ　浮動充電方式 エ　コンバーター オ　無停電電源装置 4　電波航法 ア　GPS イ　レーダー技術 ウ　無線航法援助装置	七十八	講義又は演習
		十八	